

(別紙)

1 販売予定期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月31日(木)

2 実施店舗

(1) 県北地区

- ①いとく大館ショッピングセンター
- ②いとく能代ショッピングセンター
- ③いとく能代北店
- ④いとく能代南店
- ⑤いとく鷹巣ショッピングセンター
- ⑥いとく鷹巣南店

(2) 中央地区

- ①いとく新国道店(※取材可能店舗)
- ②いとく自衛隊通店

3 販売予定商品

(1) (株)白神屋

- ①豚なんこつキーマカレー
- ②豚なんこつハンバーグ
- ③豚極 BUTA-NO KIWAMI

(2) 秋田いなふく米菓(株)

- ①あられんこ(しよつつる)【巾着】／【スタンドパック】

(3) あぐりこまち(株)

- ①あずきがゆ(しるこ風味)
- ②粒入りあずきがゆ(ぜんざい風味)
- ③玄米粉フルーツがゆ(プレーン)
- ④玄米粉フルーツがゆ(りんご果肉入り)
- ⑤玄米粉フルーツがゆ(みかん果肉入り)
- ⑥玄米粉フルーツがゆ(黄桃果肉入り)
- ⑦玄米粉フルーツがゆ(ナシ果肉入り)
- ⑧きりたんぼ風味かゆ
- ⑨いものこ汁

(4) (株)グランドパレス川端

- ①秋田県産ポークカレー
- ②羽後和牛ビーフカレー
- ③義平福ビーフカレー

(5) (株)幸栄丸

- ①豚バラの角煮大根入り(八幡平ポーク)
- ②豚バラの角煮大根入り(杜仲豚)
- ③豚バラの角煮大根入り(笑子豚)
- ④豚バラの角煮大根入り(シルクポーク)

(6) (株)田沼屋慶吉

- ①比内地鶏の煮たまご

(7) (有)鈴和商店

- ①らくらく蒸し豆(秋田県産大豆)
- ②らくらく蒸し豆(ひよこ豆)

(8) (有)みちのくアトリウムプラン

- ①「、(てん)平」君(テンペ)

4 許諾状況等

(1) 許諾商品及び事業者

①青マーク

	商品名	許諾時期	事業者名
1	あずきがゆ	H28. 11	あぐりこまち(株)
2	比内地鶏の煮たまご	H29. 6	(株)無限堂 (田沼屋慶吉)
3	豚バラの角煮 大根入り(八幡平ポーク)	H29. 6	(株)幸栄丸
4	豚バラの角煮 大根入り(杜仲豚)	H29. 7	(株)幸栄丸
5	豚バラの角煮 大根入り(笑子豚)	H29. 7	(株)幸栄丸
6	豚バラの角煮 大根入り(シルクポーク)	H29. 7	(株)幸栄丸
7	県産大豆 らくらく蒸し豆 大豆	H30. 1	(有)鈴和商店
8	さば水煮缶詰	H30. 2	男鹿海洋高校
9	さば味噌煮缶詰	H30. 2	男鹿海洋高校
10	さば油漬缶詰	H30. 2	男鹿海洋高校
11	揚げかまぼこ	H30. 2	男鹿海洋高校
12	蒸しかまぼこ	H30. 2	男鹿海洋高校
13	豚なんこつキーマカレー	H30. 2	白神屋
14	豚なんこつハンバーグ	H30. 2	白神屋
15	豚極	H30. 2	白神屋
16	粒入りあずきかゆ (ぜんざい風味)	H30. 2	あぐりこまち(株)
17	玄米粉フルーツかゆ (プレーン)	H30. 2	あぐりこまち(株)
18	玄米粉フルーツかゆ (リンゴ果肉入)	H30. 2	あぐりこまち(株)
19	玄米粉フルーツかゆ (みかん果肉入)	H30. 2	あぐりこまち(株)
20	玄米粉フルーツかゆ (黄桃果肉入)	H30. 2	あぐりこまち(株)
21	玄米粉フルーツかゆ (ナシ果肉入)	H30. 2	あぐりこまち(株)
22	きりたんぼ風味かゆ	H30. 2	あぐりこまち(株)
23	あられんこ(しょつつる味)巾着タイプ	H30. 3	秋田いなふく米菓(株)
24	あられんこ(しょつつる味)スクワッドタイプ	H30. 3	秋田いなふく米菓(株)
25	レトルトカレー(義平福ビーフカレー)	H30. 4	(株)グランドパレス川端
26	レトルトカレー(羽後和牛ビーフカレー)	H30. 4	(株)グランドパレス川端
27	レトルトカレー(秋田県産ポークカレー)	H30. 4	(株)グランドパレス川端
28	県産大豆 らくらく蒸し豆 ひよこ豆	H30. 4	(有)鈴和商店
29	いものこ汁	H30. 8	あぐりこまち(株)
30	、(てん) 平君	H30. 8	みちのくアトリムプラン
31	にかほ産 秋田どじょう 甘露煮	H30. 10	心味 (シンセイ科学)
32	にかほ産 秋田どじょう つくだ煮	H30. 10	心味 (シンセイ科学)
許諾済み32件(10社)			

(2) 今後申請予定件数 (事業者数)

① 青マーク

8件 (8社)

② 黄マーク

1件 (1社)

(参考) 各マークの基準

【青マーク】

エネルギーが100キロカロリー以上、タンパク質が100グラム当たり、8.1g以上などの基準を満たせば対象となる。(100gあたり8.1g以上、100ml 4.1g以上、100kalあたり4.1g以上) [認定機関：自己適合宣言、農林水産省]

【黄マーク】

嚙むことに問題がある高齢者、固い食事が無理な病人や乳幼児を対象にしており、容易に嚙める食品から嚙まなくてもよい食品まで4段階に分類され、農林水産省が所管するJAS法に基づき、第三者の認定機関の認証を受けることになる。[認定機関：一般財団法人食品環境検査協会などのJAS登録認定機関、農林水産省]

【赤マーク】

飲み込みに問題がある高齢者などを対象に、ペースト状、ムース状、ゼリー状の3つに分類され、消費者庁（H21.9厚生労働省から移管）が所管している健康増進法に基づく特別用途表示許可制度の許可を受けることが前提。[認定機関：消費者庁、農林水産省]